

サツマイモを栽培している方へ

育苗期のサツマイモ基腐病に注意！

サツマイモ基腐病対策は、病気の侵入防止とともに、早期に発見し速やかに対策を行うことが重要です。また症状が見られた場合は、その株を処分せずに、発生場所が分かるよう印をしたうえで、速やかに鹿行農林事務所農業振興課または行方地域農業改良普及センターに連絡をお願いします。

■サツマイモ基腐病対策

- ✓発生地域からの種イモや切苗を持ち込まず、苗の増殖には原則、ウイルスフリー苗を使用する
- ✓種イモから増殖する場合は、栽培履歴などがわかっている種イモを使用する
- ✓採苗後は速やかに苗の消毒を行う
- ✓切苗を購入する場合は、販売店に苗が消毒済か確認し、未消毒の場合は苗の消毒を行う
- ✓育苗中は、株の葉巻や萎縮、地際部の茎が黒くなっていないかなどをこまめに確認する

【お問合せ】 鹿行農林事務所農業振興課 ☎0291-33-4117
行方地域農業改良普及センター ☎0299-72-0256

■育苗中に見られるサツマイモ基腐病感染の病徴



株の葉巻、萎縮症状

茎の地際部の黒変

写真出典：生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）
令和3年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」

解体工事・建設工事を発注される方へ

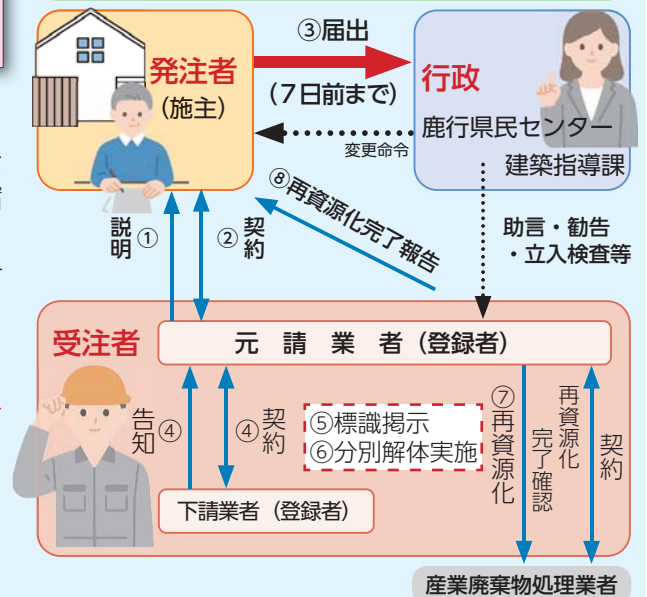
【建設リサイクル法】をご存じでしょうか？

○建設物の新築・解体には法律に基づく手続きが必要です

- ・届出：発注者（施主）は、工事の計画等についての届出を義務付けております。※対象建設工事（床面積80㎡以上など）
- ・登録：建築物等の解体工事を実施する受注者は建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業）または、**解体工事業者登録**が必要です。
- ・事前調査：全ての建物の解体・リフォーム工事で**アスベスト**含有建材の有無を調査する必要があります。（大気汚染防止法）
- ・分解体等及び再資源化（リサイクル）等が義務付けています。

適正な手続きが環境保全・不法投棄の防止につながります。

工事発注から実施の流れ



詳しくは
ホームページ
をチェック

「解体工事業登録」
県検査指導課



「解体工事等の届出」
鹿行県民センター
建築指導課



「アスベスト関連」
県環境対策課

